

技術者制度の概要

建設業法の構成

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県に営業所を設置)

29業種
(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可
(4,500万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

許可の要件

経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置
(4,500万円以上の下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置
(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事を行う場合)

→ 監理技術者資格証の携帯義務及び監理技術者講習の受講義務あり。

監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため不適格な者に対する処分

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

- ①指示処分
- ②営業停止処分
- ③許可取消処分
- ④罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査
(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ①経営規模
- ②経営状況
- ③技術力
- ④その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

- ①あっせん
- ②調停
- ③仲裁

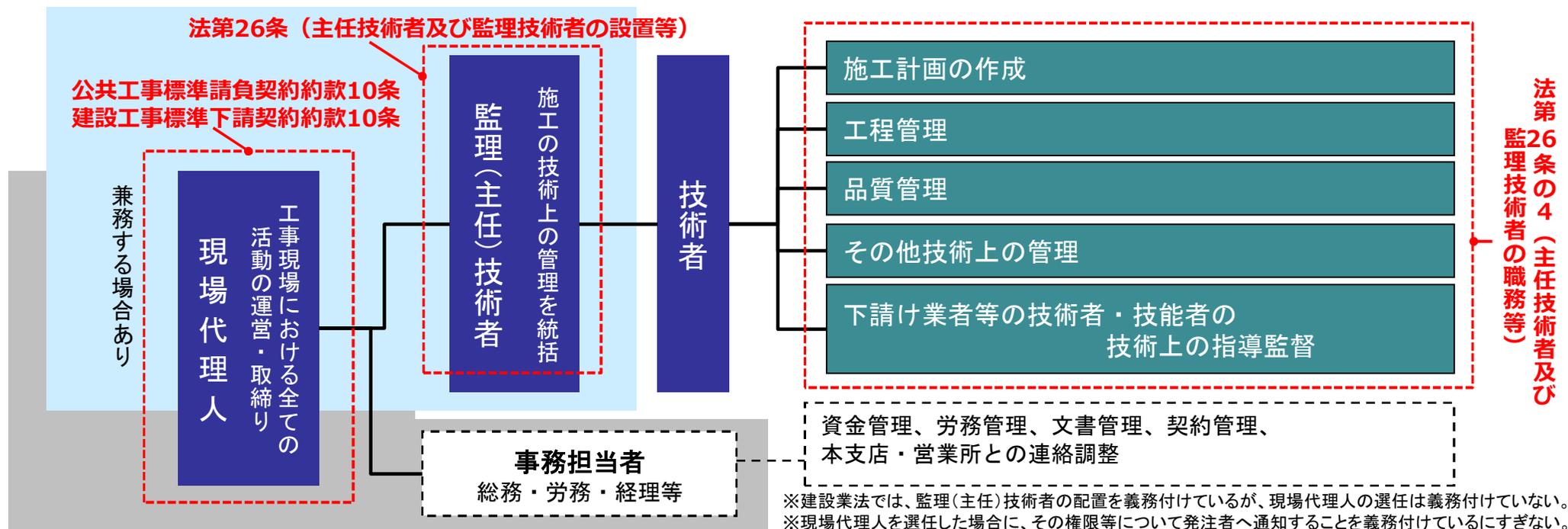
建設業法における各技術者の概要

①主任技術者・監理技術者（法第26条及び法26条の3,4）

- 建設業者が、その請け負った建設工事を施工するときに、工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。
- 請負金額に応じて、現場に「専任」であることが求められる。（一部兼務を認める規定あり）

②営業所専任技術者（法第7条及び第15条）

- 建設業許可の要件となっている技術者。
- 建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、常時その営業所に勤務していることが必要であり、それぞれ専任で置くこととされている。



建設業における技術者配置の意義

①建設工事の適正な施工の確保

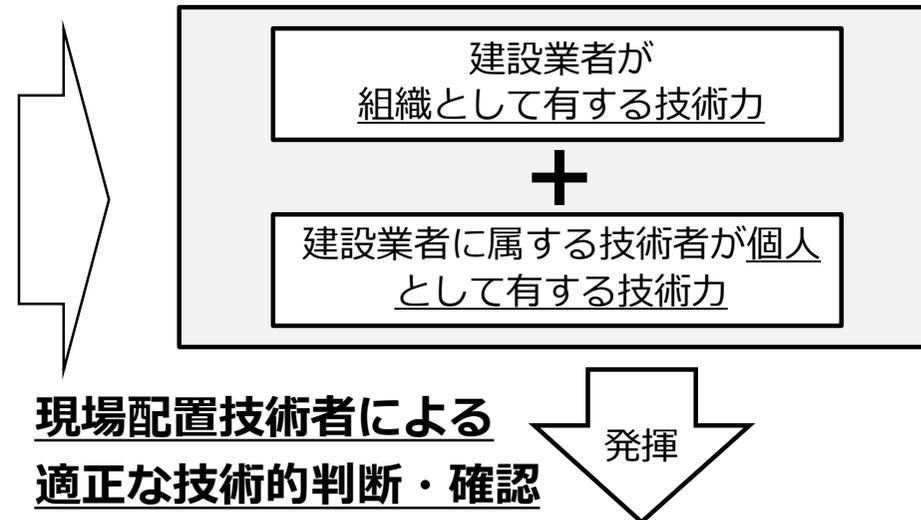
- 建設業は、建設生産物の特性及び施工の特性を踏まえ、建設業者の施工能力が特に重要。
- 建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることにより、適正かつ生産性の高い施工が確保される。
- このためには、高い技術力を有する技術者を工事現場毎に配置することが必要。

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す



適正かつ生産性の高い施工の確保

②建設産業の健全な発展

- 技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工を建設市場から排除
- 一括下請負などの不正行為を排除することにより、技術と経営に優れ、発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行う

建設業法における各技術者の役割

監理技術者・主任技術者

	元請の主任技術者、監理技術者	下請の主任技術者
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる。

（監理技術者制度運用マニュアル）

営業所専任技術者

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。

ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる。

（監理技術者制度運用マニュアル）

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。

「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

（建設業許可事務ガイドライン）

建設業法における各技術者の要件

- 建設業者は、**工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者**として**主任技術者を設置**しなければならない。なお、**元請は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合**は、主任技術者ではなく**監理技術者を設置**しなければならない。
- 技術者に求められる要件は、監理技術者は**特定建設業の営業所専任技術者**と、主任技術者は**一般建設業の営業所専任技術者**と同じ。

工事現場に置く技術者	監理技術者	主任技術者
対象工事	下請代金総額が 4,500万円 以上の 元請工事 (建築一式工事は 7,000万円 以上)	下請工事 または 左記以外の元請工事
技術者の要件(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●実務経験者（指定建設業※は除く） <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者としての要件(右記の主任技術者としての実務経験)を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ●国土交通大臣特別認定者 	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●二級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・2級施工管理技士 等 ●実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大学(指定学科)卒業後3年以上の実務経験 ・高校(指定学科)卒業後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

※指定建設業：土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種

	特定建設業	一般建設業
営業所専任技術者の要件	監理技術者の要件と同等	主任技術者の要件と同等
許可が必要な工事	下請金額が 4,500万円 (建築工事業は 7,000万円)以上の 元請工事	左記以外(軽微な建設工事を除く)

監理技術者等の専任規定

○監理(主任)技術者の専任制については、建設業法第26条第3項において規定

○法第26条第3項

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、(中略) **工事現場ごとに、専任の者でなければならない。**

○その制度運用については、『監理技術者制度運用マニュアル』において規定

専任 = 他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

○現場専任制度については、**元請、下請けに関係なく適用**となる。

○**専任の監理技術者**については、①監理技術者資格者証の交付を受け、②監理技術者講習を受講していることが求められる。

○専任の監理技術者・主任技術者であっても、一定の要件を満たす場合に兼務できることがある。

●「配置技術者・営業所専任技術者」と「専任」

営業所「専任」技術者 ⇒「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事していることが必要。

現場配置「専任」技術者 ⇒「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。

* 営業所専任技術者については、工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、その営業所において請負契約が締結された建設工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者になることができる。

技術者制度の変遷

- ・建設業法制定(昭和委24年)当時より、**主任技術者の設置**を義務付け。
- ・昭和46年の改正では、一定金額以上の工事を下請に付する元請業者には、総合的な企画、指導等の職務を担う**監理技術者の設置**を義務付け。
- ・昭和62年の改正では、保有資格や雇用関係等を国(指定交付機関)が**担保する「監理技術者資格者証」**を導入。

昭和 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令和 (年度) 元 2 3 4 5

建設業法	●S24制定	●S46改正	●S62改正 ●H6改正	H18改正●	H26改正●H30改正●
許可制度	・建設業を営もうとする者の登録制度	・28業種別の許可制度を採用 ・特定建設業の許可制度を採用	・指定建設業制度を導入		・解体工事の追加 ●
技術者制度	・工事現場に 主任技術者の設置 を義務付け ・公共性ある重要工事には専任	・一定金額以上の工事を下請に付する元請業者に対し 監理技術者の設置 を義務付け	・指定建設業における 監理技術者を国家資格者に限定 ・公共工事の指定建設業において「指定建設業 監理技術者資格者証 」を導入 ・ 指定監理技術者講習制度の登録制(H16)	・監理技術者資格者証の交付に際し 大臣の指定の講習受講の義務付け ・ 資格者証を公共工事の全業種に拡大	・特例監理技術者制度創設 ●
建設業法施行令	●S31制定		●S63改正 ●H6改正		H29改正●
技術検定	●S35 建設機械施工	●S44 土木施工管理 ●S47 管工事施工管理	●S50 造園施工管理 ●S58 建築施工管理 ●S63 電気工事施工管理		●電気通信工事施工管理●
他の主な資格	●S25 一級建築士 ●S32 技術士 ●S34 技能士				

「技術検定」と「施工管理技士」

■ 技術検定(国家資格)

国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、(中略)技術検定を行うことができる。(建設業法第27条)

■ 種目・区分等

- ・技術検定は、7種目(下記表)あり、それぞれ「1級」と「2級」の区分がある。
- ・各種目とも、「第一次検定」と「第二次検定」がある。

種目	区分及び種別	指定試験機関
建設機械施工管理(S35～)	1級、2級(第1種～第6種)	一般社団法人日本建設機械施工協会
土木施工管理(S44～)	1級、2級(土木、鋼構造物塗装、薬液注入)	一般財団法人全国建設研修センター
建築施工管理(S58～)	1級、2級(建築、躯体、仕上げ)	一般財団法人建設業振興基金
電気工事施工管理(S63～)	1級、2級	一般財団法人建設業振興基金
管工事施工管理(S47～)	1級、2級	一般財団法人全国建設研修センター
電気通信工事施工管理(H31～)	1級、2級	一般財団法人全国建設研修センター
造園施工管理(S50～)	1級、2級	一般財団法人全国建設研修センター

■ 技術検定の合格者の扱い

- ・第一次検定合格者 → 技士補
 - ・第二次検定合格者 → 技士
- の称号を称することができる (例: 1級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士補)
- ・1級の施工管理技士は「監理技術者」※に、2級の施工管理技士は「主任技術者」※になることができる。

※全ての建設工事(軽微なもの除く)において、主任技術者の配置が必要であり、一定規模以上の工事では、監理技術者の配置が必要